

平成 24 年度地域環境保全対策費補助金（環境配慮型設備投資緊急支援事業）交付要綱

（通則）

第 1 条 地域環境保全対策費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 金融機関 次に掲げるものをいう。

- イ 銀行
- ロ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ハ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ニ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ホ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ヘ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ト 農林中央金庫
- チ 株式会社商工組合中央金庫
- リ 株式会社日本政策投資銀行

二 環境配慮型融資 金融機関が融資を受けようとする者の環境配慮の取組を複数の項目により審査・評価し、その評価結果によって金利を変動する融資制度であって、補助金を原資として交付する利子補給金の交付対象として補助事業者が認めたものをいう。

（交付の目的）

第 3 条 補助金は、金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部を利子補給することにより、地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するための環境配慮型設備投資緊急支援利子補給基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とする。

（交付先）

第4条 この補助金は、環境大臣が、非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。）特例民法法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象）

第5条 補助金は、前条の非営利法人が環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付事業実施要領（平成24年12月10日環政経発第121210302号）に定める事業（以下「基金事業」という。）を実施するための基金を造成する事業を交付の対象とする。

（交付額）

第6条 この補助金の額は、定額とする。

（申請手続）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 過去3年分の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算
- 三 基金の管理・運用の方法及び実施体制を明らかにした書類

（交付決定の通知）

第8条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 前項の場合において、環境大臣は、申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、交付決定をしてはならない。

- 一 申請者が基金事業を的確に遂行する経理その他の技術的能力及び管理体制を有すること。
- 二 申請者が基金事業に係る普及促進を行う能力を有すること。

（補助金の返還）

第9条 補助事業者は、基金を解散したときは、基金の残余の額を環境大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(計画変更の承認)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第 2 による申請書に関係書類を添えて環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 14 条 補助事業者は、基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、基金事業の完了又は廃止の日から 5 年を経過するまでの間、これらを保管しておかななければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は第 12 条の規定に基づく補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、事業を完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日(以下この条において「補助事業完了日」という。)から起算して 30 日を経過した日又は補助事業完了日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 3 による実績報告書に、基金に係る金融機関の預金残高証明書その他の基金の払込み及び保有の状況が明らかとなる書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 条 環境大臣は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助事業者に通知するものとする。

2 環境大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、その超える分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。なお、期

限までに補助金に相当する額の納付がない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

( 交付決定の取消等 )

第 17 条 環境大臣は、第 12 条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の是正の指示を受け、その指示に従わないとき。

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他補助事業者たるにふさわしくない行為をしたとき。

四 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第 3 項の規定は、前項の規定に基づく補助金の返還について準用する。

( 標準処理期間 )

第 18 条 環境大臣は、第 7 条に規定する交付申請書が到達した日から起算して、原則として 1 か月以内に当該申請に対する処分を行うものとする。

( 雑則 )

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、環境省総合環境政策局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 10 日から施行する。

(様式第1)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成 24 年度地域環境保全対策費補助金(環境配慮型設備投資緊急支援事業)交付申請書

平成 24 年度地域環境保全対策費補助金(環境配慮型設備投資緊急支援事業)交付要綱(平成 24 年 12 月 10 日環政経発第 121210301 号)第 7 条の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の完了の予定日

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 定款又は寄附行為

(2) 過去 3 年分の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算

(3) 基金の管理・運用の方法及び実施体制を明らかにした書類

(様式第2)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成 24 年度地域環境保全対策費補助金（環境配慮型設備投資緊急支援事業）に係る  
変更申請書

平成 年 月 日付 号をもって交付決定を受けた標記補助金に関し、地域環境保全対策費補助金（環境配慮型設備投資緊急支援事業）交付要綱（平成 24 年 12 月 10 日環政経発第 121210301 号）第 11 条の規定に基づき、補助事業の内容の変更の承認について下記のとおり申請します。

記

変 更 事 項	変更前	変更後	変更理由

(様式第3)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成 24 年度地域環境保全対策費補助金（環境配慮型設備投資緊急支援事業）に係る  
事業実績報告書

平成 年 月 日付第 号をもって交付決定を受けた標記の補助金に係る事業実績について、地域環境保全対策費補助金（環境配慮型設備投資緊急支援事業）交付要綱（平成 24 年 12 月 10 日環政経発第 121210301 号）第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 国庫補助金精算額 金 円

2. 添付書類

基金に係る金融機関の預金残高証明書その他の基金の払込み及び保有の状況が明らかとなる書類